

五光物流株式会社 行動規範

五光物流株式会社（以下「当社」という）は、当社が行う事業全般を通じて、常にお客様や地域社会の信頼を得ることを旨として活動しなければならない。

また、組織の存続・発展のためには、法律を遵守することはもとより、役員及び社員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下「従業員」という）の一人一人が高い倫理観を持って行動する必要がある。

このため、当社は、その従業員が職務の遂行に当たって基本的使命や社会的責任を十分認識し、日常業務における行動や判断がこれらの使命や責任に即したものであるかを容易に判断し得るよう、以下の行動規範を定めるものとする。

第1条 従業員の注意義務

- 1 業務に係わる法令その他諸規定を遵守する。
- 2 就業規則を遵守し職務に専念するとともに、堅実な業務の執行に努める。
- 3 賄賂や不正な利益の供与、申し出、約束並びに社会通念を逸脱する接待及び接待されることは行わない。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体とは、断固として絶縁し一切の関係を持たない。

第2条 従業員倫理

- 1 社会倫理に即し、当社の名誉や信用を損なわないよう行動する。
- 2 当社の事業運営等に関する事項について、職場外に情報を持ち出さない。
- 3 従業員としての立場と個人の立場を区別し、職場内に私的な問題や利害関係を持ち込まない。

第3条 事業活動

- 1 社会から疑惑や不信を招くことがないように、関係法令を遵守し、透明性の高い、公正な事業活動を行う。
- 2 当社の行う活動について、お客様や地域社会に正しく理解してもらえよう、適切な情報開示に努める。
- 3 お客様や地域社会の利益に貢献することができるよう、事業運営の実施に努める。

第4条 経理

適法に財務諸表を作成し、適正な経費処理、税務申告を行う。

第5条 情報管理

- 1 業務上知り得た情報については厳重に管理し、第三者へ漏洩したり、業務以外の目的に使用したりしない。
- 2 個人情報の保護に努める。
- 3 風説の流布等を行わない。

第6条 職場規律

- 1 健全な職場環境の維持に係わる職制を尊重し、風通しの良い働きやすい職場づくりに努める。
- 2 職場内での差別やパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止に努める。
- 3 個人のプライバシーは最大限尊重し、不当に侵害しない。

第7条 人事・労務

- 1 基本的人権を尊重し、人身売買や違法な支配等による強制労働、児童労働を拒否する。
- 2 労働基準法の規定を遵守し、労働条件の適正化に努める。
- 3 性別・年齢・出身地・国籍・人種・民族・宗教・性的指向・疾病・障害等を理由とする差別をしない。
- 4 自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、健康の維持管理に努める。

第8条 役員の義務

- 1 本行動規範に反する事態が発生したときは、社長ほか役員は、速やかに原因究明及び再発防止に努める。
- 2 法令違反が生じた場合には、速やかに監督官庁に報告するとともに、監督官庁の実施する調査等に積極的に協力する。
- 3 前項の場合にあっては、社会への迅速かつ的確な説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含め厳正な処分を行う。

令和 5年 2月 1日
五光物流株式会社
代表取締役 小林章三郎